



くらしの情報

子育て応援特別手当について

「子育て応援特別手当」は、平成20年度で小学校就学前3年間に該当するお子さん(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日まで)で、そのお子さんが第2子以降である場合に、3万6千円を支給するものです。該当の方には4月に案内を送付しましたが、対象となるのに案内が届いていないという方は、お問い合わせください。

申請の受付期間は、10月1日(木)までです。まだ手続きを終わっておられない方は受給できませんので、忘れず申請をしてください。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(生年月日が平成2年4月2日以後)の中から年齢順に第1子・第2子と数えます。

※申請において、不明な点があった場合には、市から問合せを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作や手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市役所または警察へご連絡ください。

▼問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線753・754)

◆海釣りを楽しむ皆さんへマナーを守りましょう

◎海は、漁業者にとって生産の場であり、かけがえのない生活の場です。

◎海は、皆さんにとっても明日への活力を得る健全なレクリエーションの場です。

◎海のルールを守って、楽しい海釣りをしましょう。

◆アワビ、サザエ、カキなどの共同漁業権の内容となっている水産動植物の捕獲は禁止されていますので、捕らないでください。

◆空き缶、たばこの吸い殻、ビニール袋、釣り糸、えさの残りなどのごみは、必ず自分で持ち帰り、海を汚さないようにしましょう。

◆家庭のごみを持ってきて海に捨てたり、燃やしたりしないでください。

◆定置網や刺網などの漁具に損害を加えたり、つなごったりしないでください。

◆操業中の漁船の周辺での釣りは、やめてください。

◆天候や海の状況に注意し、無謀な行動は慎みましょう。

▼問合せ先 商工水産課(内線341)

◆定額給付金の申請はお済みですか

定額給付金の申請は、郵送または市役所総務課(分室)窓口で受け付けています。

申請期限は、10月1日(木)です。まだ申請されていない方は、忘れずにお早めの申請をお願いいたします。

▼問合せ先 総務課定額給付金担当(内線215・216)

◆消防本部より

(☎475-0180)

◆夏季消防総合訓練

とき 7月5日(日)

午前5時～

ところ 中川原地内 ほたるいかミュージアム付近

訓練では、午前5時に市内全域にサイレンが鳴ります。また、消防車や救急車がサイレンを鳴らして走りますので、火災や事故と間違えないようご注意ください。

◆消防団実戦操法大会

とき 7月5日(日)

午前6時～

ところ 消防署グラウンド

消防署グラウンドにおいて、消防団対抗実戦操法大会

◆住宅用火災警報器設置状況聞き取り調査を実施します

「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」

住宅用火災警報器の設置が義務となり1年が経過しましたが、まだまだ未設置のお宅が多いようです。

8月末までに、3名の調査員がすべての住宅(共同住宅を除く)を訪問し、設置状況と予定を聞き取り調査しますので、ご協力をお願いします。

▼問合せ先 消防本部警防課 消防担当

◆海難救助訓練

とき 8月5日(木)

午前10時～10時40分

ところ 常盤町地内

内容 (水)井海産付近海岸一帯の発生を想定し、救助訓練を実施します。救助艇、防災ヘリコプターや救助ボートなどが出動しますので、ぜひ見学においで下さい。

▼問合せ先 消防本部警防課 救助担当

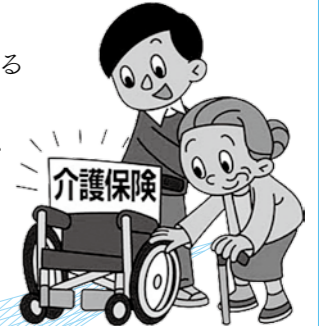
平成21年度 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料改定のお知らせ

～ 介護保険料が変わります ～

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用や滑川市における被保険者数の見込みなどを基に、3年ごとに見直しが行われます。

今回の見直しで、平成21年度から平成23年度の保険料基準額(月額)は、4,292円となります。

また、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定にするため、所得段階がこれまでの7段階から9段階区分に変更となりました。



保険料 平成21～23年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 年額保険料 |
|------|---|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 | 基準額×0.4 | 20,600円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.5 | 25,800円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方 | 基準額×0.7 | 36,100円 |
| 第4段階 | 本人は住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.85 | 43,800円 |
| 第5段階 | 本人は住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されていて、第4段階以外の方 | 基準額 | 51,500円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.1 | 56,700円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 64,400円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の方 | 基準額×1.5 | 77,300円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の方 | 基準額×1.75 | 90,100円 |

(注) 年度途中で65歳になられた方や転入された方は、その月から月割りで賦課となります。

◆介護保険料の納め方

年金からあらかじめ天引きされる「特別徴収」と口座振替または納付書で納めていただく「普通徴収」があります。なお、特別徴収と普通徴収を被保険者自身が選択することはできません。

7月中旬に、一年間の介護保険料決定通知書または介護保険料納入通知書を発送しますので、保険料と納付方法をご確認ください。

<4・6月の年金からすでに天引きされている方>

上記の保険料は、平成21年10月の本徴収より適用されます。(4・6・8月の仮徴収は旧保険料を適用)ただし、年度の前半(仮徴収)と後半(本徴収)で納付額の差が生じる場合、8月の徴収額を変更し、保険料の平準化(前半と後半の徴収額をほぼ均等にすること)を行います。これにより、8月の徴収額が大幅に増額または減額になる場合がありますが、今後の各期の納付額をほぼ均等にするための調整です。ご了承ください。



社会保険庁などから送付される「年金振込通知書」に記載の介護保険料額と、滑川市から送付する「介護保険料決定通知書」に記載の介護保険料額が一致しない場合があります。これは、社会保険庁などが年金振込通知書を作成する時点で、市町村と社会保険庁などとの情報交換スケジュールの都合上、介護保険料額の変更をすぐに反映できないことによるもので、滑川市から通知している介護保険料決定通知書が決定額となります。

問合せ先 税務課(内線233・234)